

世田谷区低所得世帯エアコン購入費等助成事業代理受領登録事業者 実施要領

1. この実施要領について

この実施要領は、世田谷区が実施する「低所得世帯エアコン購入費等助成事業」において、エアコン購入費等の助成金を、申請者に代わって事業者が受け取る「代理受領方式」を、適正に運用するためのものです。

代理受領を行う事業者を事前に登録し、登録事業者による助成金の請求・受領の流れや注意点を示しています。

2. 代理受領とは

代理受領とは、エアコンを販売・設置する事業者が、申請者に代わって助成金を区に請求し、受け取る仕組みです。この方式を利用することで、申請者は、助成金分を差し引いた金額のみを支払えばよく一時的に全額を立て替える必要がありません。

3. 登録できる事業者の要件

代理受領を行うためには、事前に区へ登録し、次の条件を満たす必要があります。

- ・東京都「家庭のゼロエミッション行動推進事業」の登録事業者であること
- ・エアコンの購入及び設置を一体的に提供すること
- ・申請者から、代理受領について委任状により同意を得ること
- ・関係法令および区の定めるルールを守れる、適正な事業者であること
- ・反社会的勢力と関係を有しないこと

4. 登録の手続き

代理受領登録事業者として登録を希望する場合は、電子申請により申請を行います。区で内容を確認し、適当と認められた事業者は、登録事業者として登録され、登録完了の通知が届きます。

5. 助成の流れ（代理受領方式）

代理受領方式による助成は、次の流れで行われます。

① 事業者登録

区が、代理受領を行う事業者を登録し、一覧として公開します。

② 申請者が事業者を選択

申請者は、あらかじめ区から助成の交付決定を受けたうえで、登録事業者の中から希望する事業者を選び、直接連絡又は来店します。

③ 費用等の説明

登録事業者は、エアコンの機種、設置内容、費用の内訳について、申請者に分かり

やすく説明します。

④ 申請者による書類提出・支払い

申請者は、区から送付される交付決定通知（写）と署名済みの委任状を登録事業者に提出し、助成額を差し引いた自己負担額のみを事業者に支払います。

※東京都のゼロエミポイントを併用する場合は、ポイント適用後の金額が区の助成対象となります。

⑤ 事業者による助成金請求

登録事業者は、エアコンの購入・設置完了後、区が指定する請求書に必要書類を添えて、区に助成金を請求します。

※区が指定する必要項目

購入金額・購入日・工事日・設置場所・商品名・メーカー・品番・撤去費及び家電リサイクル料（故障による買換えの場合）

⑥ 助成金の支払い

区は内容を確認し、問題がなければ、助成金を登録事業者の指定口座へ振り込みます。

6. 助成金の内訳の説明

登録事業者は、代理受領した助成金の金額や内訳について、申請者に対して分かるように説明してください。

7. 登録内容の変更・事業廃止

登録後に、事業者情報に変更があった場合や代理受領事業を廃止する場合は、速やかに区へ届け出てください。

8. 登録の取消しについて

虚偽の申請があった場合や、本事業の趣旨に反する行為が認められた場合などには、登録を取り消すことがあります。

9. その他

この実施要領に定めていない細かな取扱いについては、別途、区が定めます。